

湧別町における総合事業の概要

湧別町では、平成28年3月に従前の「予防訪問介護」と「予防通所介護」は、それぞれ総合事業による「基準型訪問介護」と「基準型通所介護」へ移行しています。

○基準型訪問介護（訪問型サービス（独自））単位数サービスコードA2

介護保険法（以下「法」という。）第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（以下「医療介護総合確保推進法」という。）第5条による改正前の法第8条の2第2項の介護予防訪問介護に相当するサービスです。

○基準型通所介護（通所型サービス（独自））単位数サービスコードA6

法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち、医療介護総合確保推進法第5条による改正前の法第8条の2第7項の介護予防通所介護に相当するサービスです。

○総合事業の利用対象者

利用対象者は、湧別町の介護保険に係る法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等（下記①又は②）です。（法第13条第1項に規定する住所地特例対象施設のうち本町に所在する施設に入所等する住所地特例対象被保険者であって居宅要支援被保険者等である者を含む。）

①要支援認定を受けた方（要支援1・2）

②基本チェックリスト該当者（事業対象者）※省令第140条の62の4第2号

○事業支給費等の額

基準型訪問介護及び基準型通所介護に係る事業支給費の額は、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」。以下「地域支援事業実施要綱」という。）別添1の例により算定した費用の額とします。

申請から利用までの基本的な流れ

- ①新規でサービスを利用する方
- ②要介護・要支援認定の更新を迎えた方のうち右枠の対象にならない方
- ③第2号被保険者(40歳～64歳)

更新時に要支援1・2で介護予防訪問介護、介護予防通所介護のみを利用して、今後も同様のサービスを希望する方。

